

総管査第 218 号
平成 26 年 6 月 24 日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍 晋 三 殿

総務大臣
新 藤 義 孝

内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第 2 号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」

理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の規定に基づき独立行政法人の評価等の指針を策定するにあたり、同指針に研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を適切に反映させる必要があるため。